

規制改革推進会議人材WG 説明資料

「ワークルール検定」の意義
ワークルール検定の概要と実施状況
使用者向け施策への要望

平成29年2月28日

一般社団法人 日本ワークルール検定協会

ワークルール検定協会とは？

1. 協会の目的

この協会は、「ワークルール検定」事業及びワークルール教育の支援事業を通じて、学生、労働者、管理者・経営者自身が「ワークルール」を理解し、確かな職業生活を基盤とした市民活動を営むことによって、社会の福祉の向上に寄与することを目的として、平成26年10月8日に設立されました。

2. 事業内容

- (1) 「ワークルール検定」事業
- (2) ワークルールの普及啓発事業
- (3) ワークルールに関する調査研究事業
- (4) ワークルール教育の担い手の研修
教育事業

「ワークルール検定」の意義

「ワークルール」とは、働くときに必要な法律や決まりのことです。

いま、職場でワークルールが守られない場面が多くなってきています。それは、労働者にも使用者にもワークルールの知識が乏しいためです。

知識が欠如している原因としては、ワークルールを知る機会が少ないことがあげられます。自分や仲間、部下を守るために、ワークルールの基礎知識はとても役に立ちます。

また、企業にとっても、コンプライアンスを徹底し、働きやすい職場環境をつくるためにはワークルールの知識は欠かせません。

それら知識の獲得を応援・支援するのが、この「ワークルール検定」です。

「ワークルール検定」の概要

〈初級〉年2回(6月ごろ・11月)

初級は、職場で問題になりやすいワークルールに関する初歩の知識の習得を目標とします。受験資格は特にありません。どなたでも受検出来ます。検定に先立ち、60分間の労働法の基礎的仕組みを解説する「ワークルール講習」を実施します。初級検定の受験合格には、この「ワークルール講習」の受講が必須条件となります。
*講習60分+検定45分(マークシート方式20問)
*検定料 2900円

〈中級〉年1回(6月ごろ)

中級は実際に直面すると思われる具体的事例を設問とし、社会保険関連分野の問題も取り入れ、ワークルールのほぼ全体を網羅して、その基本を理解できるようにすることを目的としています。
*受験資格:プレ検定または初級検定合格者
*検定80分(マークシート方式30問)
*検定料 4900円(検定のみ)
*事前講習会+検定 9900円

検定 ワークルール 2017春

正社員はもちろん、パート、アルバイト、学生、派遣社員、そして管理職の方まで、どなたでも職場で役立つ法律知識を身につけられます!

自分や仲間を守る、部下を守る、コンプライアンス ~法令を守る!

公式テキストブック

■試験日時
2017年6月11日(日)

■申込受付期間
3月13日(月)~5月13日(土)
(申込受付、定員に達しない限り随時受付)

■初級検定
AM10:00~12:00
(受付開始 9:20)
講習 60分 & 検定 45分
検定料:2,900円(税込)
検定会場
[全国] 札幌市・さくら2丁目
[全国] 仙台市青葉区
[全国] 岩手県盛岡市
[全国] 宮城県仙台市
[全国] 山形県山形市
[全国] 秋田県秋田市
[全国] 青森県青森市
[全国] 岩手県盛岡市
[全国] 宮城県仙台市
[全国] 山形県山形市
[全国] 秋田県秋田市
[全国] 青森県青森市

■中級検定
PM14:00~15:20
(受付開始 13:20)
検定 80分
検定料:4,900円(税込)
検定会場
[全国] 札幌市・さくら2丁目
[全国] 仙台市青葉区
[全国] 岩手県盛岡市
[全国] 宮城県仙台市
[全国] 山形県山形市
[全国] 秋田県秋田市
[全国] 青森県青森市

■検定料
*初級検定料:2,900円(税込)
*中級検定料:4,900円(税込)
*検定料は検定料のみです。講習料は別途です。
*検定料は検定料のみです。講習料は別途です。

■お問い合わせ
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1
日本ワークルール検定協会
TEL:03-5561-8543
E-mail: jwrk@workrule-kentei.jp

過去問にチャレンジ!!

Q1: 次のうち労働時間にあたるものをすべて選びなさい。

- ① 労働者が終業時刻後も仕事をしているのを使用者が黙認している場合の時間。
- ② 使用者が所定労働時間内では明らかに終わらないような仕事量を命じたため、自宅に持ち帰って仕事をした時間。
- ③ 使用者から出張を命じられたが、労働者がこれに応じずに自分のやりたい仕事をした時間。
- ④ 労働者が終業時刻後に社屋に居残って、交際の同僚の仕事が終わるまで待っている間に仕事のことを考えていた時間。

Q2: 採用について、正しいものを選びなさい。

- ① 会社は、労働契約の締結に際し、労働条件について書面で明示する必要はなく、口頭で説明すればよい。
- ② どのような基準を用いて採用を決定するかは、会社の自由である。
- ③ 労働者の募集および採用について、女性のみを募集することは原則として許されない。
- ④ 使用者は採用にあたって、応募者に対していかなる質問をしてもよい。



(日本ワークルール検定協会編公式テキスト+問題集 旬報社刊)

「ワークルール検定」の実施状況

【これまでの実施状況】

(初級)

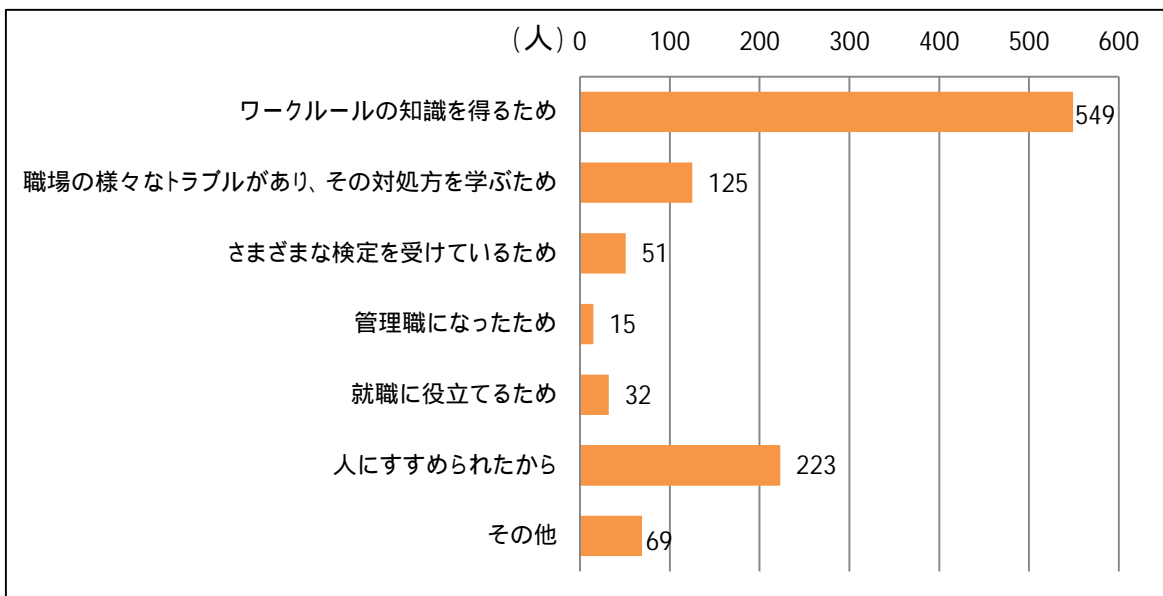
2013年6月から年2回(6月ごろ・11月)のべ8回、
全国59会場で実施
受検者数4,867名、合格者数3,180名(合格率65.3%)

(中級)

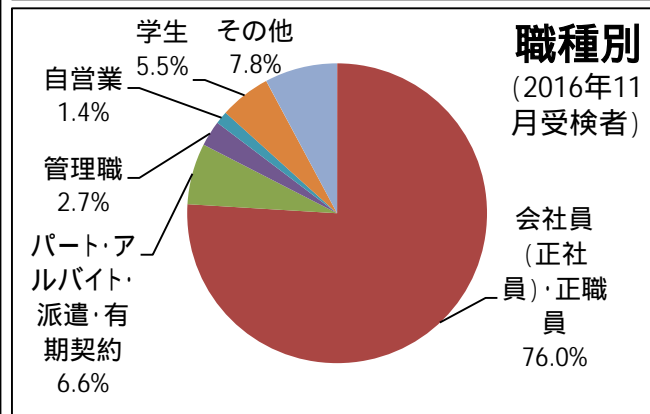
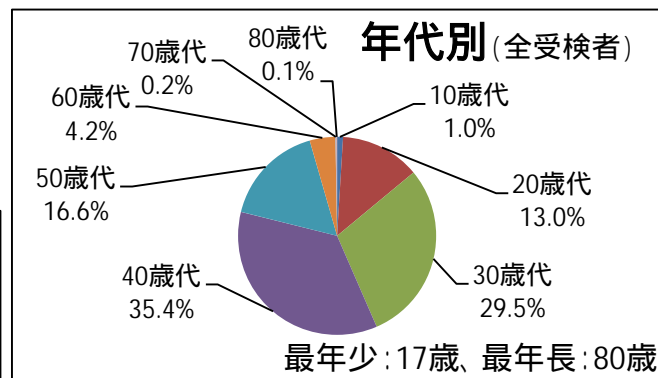
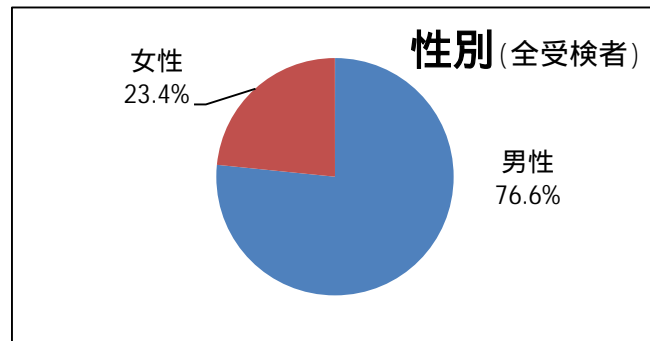
2014年6月から年1回(6月ごろ)のべ3回、
全国8会場で実施
受検者数523名、合格者240名(合格率45.9%)

【受検の動機】

(2016年11月受検者・複数回答)



【受検者の属性】



【後援いただいている団体など】

厚生労働省
公益財団法人 日本生産性本部
実施会場ごとに、県、市、労働局、労働委員会、
経営者協会の後援もいただいている。

【経営者団体へのアプローチ】

一般社団法人 日本経済団体連合会(経団連)、
電機・電子・情報通信産業経営者連盟(電経連)、
中小企業福祉事業団など

【労働団体へのアプローチ】

日本労働組合総連合会(連合)、地方連合会、
労働者福祉中央協議会(中央労福協)、各県労福協

日本ワークルール検定協会の目的に賛同し、

応援していただける以下の方々が

「ワークルール検定啓発推進委員」に就任されています。

啓発推進委員の皆さまには、ワークルール検定の
さらなる発展のために様々なご意見をお寄せいただき、

また、本検定の魅力の発信にご協力
いただいています。

啓発推進委員(敬称略、五十音順)名簿

浅倉むつ子(早稲田大学大学院教授)

安西 愈(弁護士)

石田 眞(早稲田大学大学院教授)

上西充子(法政大学大学院教授)

大福真由美(元電機連合書記長)

鈴木俊男(前ILO理事(使用者側代表))

田川博己(JTB会長)

南雲弘行(元連合事務局長)

西谷 敏(大阪市立大学名誉教授)

長谷川真一(前ILO駐日代表)

平田美穂(中小企業家同友会全国協議会事務局長)

宮里邦雄(弁護士)

渡邊 信(元厚生労働審議官)

使用者向け施策への要望

企業活動を円滑に進め、現場の力を通じて企業目標を達成するためには、コンプライアンス、とりわけ働くことに係わるワークルールの周知徹底は欠かせない。

< 働きやすい職場環境をつくるための要望 >

使用者向け、特に日常的に労務管理を行っている現場の職長(店長など)向けのワークルールに関する研修会の実施。

その積み重ねの中で、ワークルールに関する資格(例えば労務管理士)制度の検討。

政府の使用者向けの広報では、ワークルールに関する民間の講習会・研修会やワークルール検定なども例示して、周知をはかっていたきたい。